

一宮市上下水道部告示第 8 号

一宮市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年水道部管理規程第 3 号)第 10 条第 1 項第 4 号の規定及び一宮市下水道排水設備指定工事店規程(平成 10 年水道部管理規程第 4 号)第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次の者を一宮市指定給水装置工事事業者及び一宮市下水道排水設備指定工事店の指定の効力を停止したので公示する。

令和 7 年 4 月 1 日

一宮市水道事業等管理者

多和田 雅也

1. 指定の効力を停止した一宮市指定給水装置工事事業者及び一宮市下水道排水設備指定工事店の名称及び所在地

名 称 株式会社菅原設備

代表者 代表取締役 菅原 直樹

所在地 愛知県津島市元寺町 3 丁目 21 番地 2

2. 指定の効力を停止する期間

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 9 月 30 日まで(6 か月)